



ひとり親家庭 サポートブック

板橋区

ひとり親家庭 サポートブック

困ったときに…
あなたをサポート





・はじめに ひとりで子育てをしているあなたへ・

この冊子は、ひとりで子育てをしているお母さん・お父さんが利用できるサービスをまとめたものです。相談窓口や子育て支援のほか、お子さんの勉強、教育についても掲載しています。

少しでもお困りごとが解決されることを願っています。

※掲載している制度の情報は、「令和7年7月現在」のものです。

内容や金額などが変更になる場合がありますので、ご了承ください。

・ひとり親になるとき、なったとき・

1 ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満の子を扶養している母子家庭・父子家庭のことをいいます。※制度によって対象となる方が異なります。

- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者と死別した方
- 配偶者から1年以上遺棄されている方
- 未婚により母となった方
- 配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令が出された方
- 配偶者が精神または身体の障がいにより就労できない方
- 配偶者が法令により長期間拘禁されている方

2 板橋区の相談窓口

ひとり親家庭の方、離婚を考える保護者の方のための、ひとり親家庭（離婚前含む）相談窓口を開設しています（いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部併設）。離婚について、離婚後の生活に必要なことについて、支援や窓口をご案内します。また、離婚前後の法律相談や、定期的なセミナーを開催しています。

○いたばしひとり親家庭（離婚前含む）相談窓口（P10）

電話：6909－6205

また板橋区では、ひとり親家庭に関する福祉の相談を福祉課で受付けています。お近くの福祉課にお問合せください。

○板橋区福祉事務所 総合相談係（P11）

電話：板橋福祉課 総合相談係 電話 3579－2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938－5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968－2331

・決めておきたいこと、やるべきこと・

1 離婚の場合

○親権

未成年の子どもを監護・養育し、子どもの財産を管理するための権利・義務のこと。日本は単独親権のため、離婚の際は親権者を父母のどちらかにするか決める必要があります。また、



令和8年5月までに改正民法が施行され、離婚後の共同親権が選択可能になる予定です。

○子どもの戸籍

離婚をしても子どもの戸籍は連動しないため、戸籍や氏はそのまになります。氏を変えるためには家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立書」を提出し、許可が得られたら親権者の戸籍に入れる手続きをおこないます。

○養育費(P42)

養育しない親が支払う、子どもが成人するまでに必要な費用のこと。養育しない親は、子どもに自分と同じレベルの生活を保障する義務があるとされています。養育費の請求は子どもの権利ですから、離婚後であっても請求することができます。

※板橋区では養育費の取り決めに関する公正証書の作成などにかかる経費を助成しています。

○親子(面会)交流支援(P16)

離婚後、一緒に暮らしていない親と子どもが定期的に面会したり、電話や手紙のやり取りをすること。子どもの利益を最優先し、面会時期や回数をあらかじめ取り決めて書面に残しておくことが望ましいといえます。また、話し合いがまとまらない場合は家庭裁判所に調停または審判の申し立てをすることができます。

2 死別の場合

○死亡届(戸籍住民課戸籍係 3579-2202)

死亡届は7日以内に区市町村窓口へ提出する必要があります。窓口は①死亡地②死亡者の本籍地③届出人の所在地のいずれかの区市町村になります。

世帯主となる可能性のある方が2人以上いる場合は、世帯主変更届を14日以内に住所地の区市町村窓口へ提出する必要があります。(戸籍住民課住民異動係 3579-2205)

○国民健康保険(国保年金課国保資格係 3579-2406)

亡くなった方が国民健康保険に加入されていた場合、死亡届の提出により資格は喪失しますので、資格確認書(または被保険者証)を返還してください。世帯主が亡くなった場合は世帯主が変更となるので、住民票が変更された時点で資格確認書(または被保険者証)の書換が必要です。

勤務先の健康保険に加入していた場合は、勤務先にお問合せください。

○遺族基礎年金(P26)

国民年金に加入している方が亡くなった時、その方と生計を共にしていた子のある配偶者(夫または妻)、子に対し、子どもが18歳になった年度末まで支給されます。

○遺族厚生年金(P28)

厚生年金保険に加入している方が亡くなった時、子のある配偶者(夫または妻)や子が遺族基礎年金を受けられるときに、併せて支給を受けることができます。

3 未婚の場合

○子どもの認知

結婚していない男女間に生まれた子どもを、父または母が自分の子であると認めること。父親の認知を受けることにより法律上の親子関係が認められ、戸籍にも父親の氏名が記載されます。また、養育費の請求が可能になります。

目次

1 相談窓口のこと

●いたばしひとり親家庭(離婚前含む)相談窓口	P 10
●福祉事務所	P 11
●いたばし暮らしのサポートセンター	P 11
●民生委員・児童委員	P 12
●男女平等推進センター「スクエアー・I(あい)」	P 12
●配偶者やパートナーからの暴力などの相談窓口	P 13
●区民相談室	P 14
●その他の相談機関	P 15

2 お金のこと

●児童扶養手当等	P 18
●医療費の助成	P 24
●所得税・住民税の所得控除	P 25
●年金	P 26
●就学援助・就学奨励	P 31
●高校生・大学生への修学支援制度	P 32
●福祉資金等	P 35
●私立幼稚園保護者補助金	P 40
●養育費確保支援補助金	P 42

3 子ども、教育のこと

●保育園・小規模保育園・家庭福祉員など	P 43
●その他の保育サービス	P 44
●幼稚園	P 45
●子ども家庭総合支援センター	P 47
●子育てサポート	P 48
●すくすくカード	P 50
●CAP'S児童館	P 50



●いたばし子育て応援アプリ	P 51
●あいキッズ	P 52
●子どもの教育相談	P 53
●東京都教育相談センター	P 56
●ひきこもり相談・家族教室	P 57
●子どもの学習・生活支援事業「まなびのひろば けやきば」	P 59
●中高生勉強会「学びiプレイス」	P 59
●中高生・若者支援スペース「i-youth (あい・ゆーす)」	P 61

4 住まい、くらしのこと

●母子生活支援施設	P 62
●住宅情報ネットワーク	P 62
●都営住宅・区営住宅	P 63
●板橋りんりん住まいるネット	P 65
●板橋区家賃等債務保証支援制度	P 65
●ひとり親家庭ホームヘルプサービス	P 67
●ひとり親家庭休養ホーム	P 67
●サポートぬくもり	P 68
●子どもの食・居場所支援事業	P 68
●食品・相談支援事業(街かどフードパントリー)	P 69
●生活保護	P 70

5 仕事のこと

●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	P 71
●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	P 72
●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P 73
●母子・父子自立支援プログラム策定事業	P 74
●キャリア・カウンセリング(就労相談)	P 75
●その他の就労支援(ハローワーク等)	P 76

6 板橋区の関係機関

P 79

・ 目的別索引 ・

相談窓口 のこと

とにかく相談したい！

- いたばしひとり親家庭(離婚前含む)相談窓口 P 10
- 福祉事務所 P 11
- いたばし暮らしのサポートセンター P 11
- 区民相談室 P 14
- 東京都ひとり親家庭支援センター はあと P 16
- 子ども家庭総合支援センター P 47

お金のこと

お金の助成を受けたい！

- 児童扶養手当等 P 18
- 医療費の助成 P 24
- 就学援助・就学奨励 P 31
- 高校生・大学生への修学支援制度 P 32
- 福祉資金等 P 35
- 私立幼稚園保護者補助金 P 40
- 生活保護 P 70

子ども、 教育のこと

子どもを預けたい、 子育てを手伝ってほしい！

- 保育園 P 43
- 幼稚園 P 45
- 子育てサポート P 48
- CAP'S児童館 P 50
- あいキッズ P 52
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス P 67
- サポートぬくもり P 68

子ども、 教育のこと

子どもの勉強や進学について 教えてほしい！

- 高校生・大学生への修学支援制度 P 32
- 福祉資金等 P 35
- 子どもの教育相談 P 53
- 子どもの学習・生活支援事業「まなびのひろば けやきば」 P 59
- 中高生勉強会「学び i プレイス」 P 59
- 中高生・若者支援スペース「i - youth (あい・ゆーす)」 P 61

仕事のこと

仕事を探したい、資格を取りたい！

- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 P 71
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等 P 72
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 P 73
- キャリア・カウンセリング(就労相談) P 75
- その他の就労支援(ハローワーク等) P 76

住まい、 くらしのこと

引越し先を探したい！

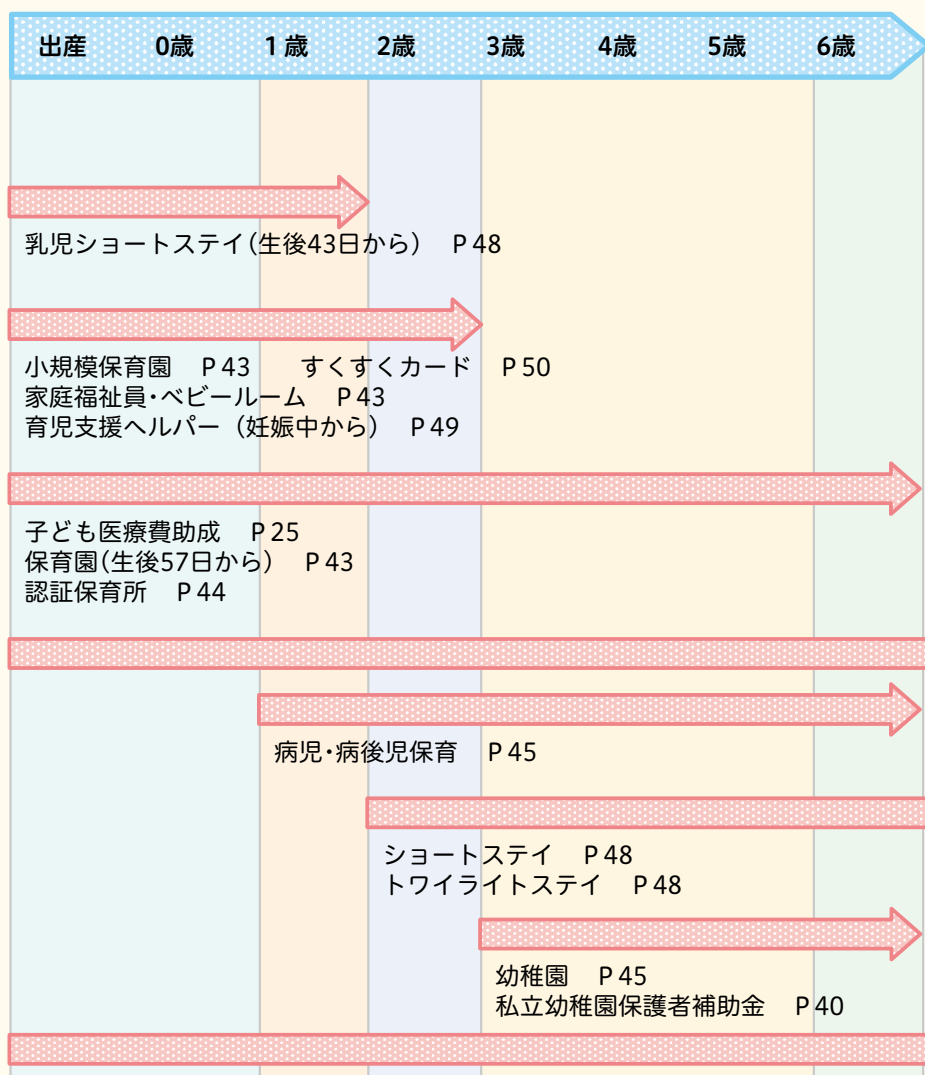
- 住宅情報ネットワーク P 62
- 都営住宅・区営住宅 P 63
- 板橋りんりん住まいるネット P 65
- 板橋区家賃等債務保証支援制度 P 65

その他

ひとり親になるときの 手続きを知りたい！

- 福祉事務所 P 11
- 東京都ひとり親家庭支援センター はあと P 16
- 養育費等相談支援センター P 16
- 法テラス P 17
- 公証役場 P 17
- 家庭裁判所 P 17
- 遺族基礎年金 P 26
- 遺族厚生年金 P 28

● お子さんのライフ



子が20歳未満

- 東京都母子及び父子福祉資金 P 35
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 P 71
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等 P 72
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 P 73

ステージ別早見表

小学生	中学生	高校生	高校卒業後	20歳
あいキッズ P 52				10代～成人 ひきこもり相談・ 家族教室 P 57
子ども医療費助成 P 25				
子どもの教育相談 P 53 就学援助・就学奨励 P 31		高校生・大学生への 修学支援制度 P 32		
子どもの学習・生活支援事業「まなびのひろば けやきば」 P 59				
	中高生勉強会「学び i プレイス」 P 59			
ひとり親家庭ホームヘルプサービス P 67 ファミリーサポート(生後43日から) P 48				
	中高生・若者支援スペース「i-youth (あい・ゆうす)」 P 61 (12歳以上39歳以下、乳幼児を伴う保護者)			
CAP'S 児童館 P 50 児童扶養手当 P 18 児童育成手当 P 22 子どもショートステイ(生後43日から) P 48	母子生活支援施設 P 62 ひとり親家庭休養ホーム P 67 ひとり親家庭等医療費助成 P 24			

相談窓口のこと

困ったことや不安なことを相談できる窓口です

いたばしひとり親家庭(離婚前含む)相談窓口

生活・家計・離婚前後の問題などで悩みを抱えるひとり親家庭の方、離婚を考えている保護者の方へ相談窓口を開設しています。電話または下記のサイトから相談予約ができます。

相談種別	相談内容	相談日時 ※相談は要予約
総合相談 (総合案内)	- 生活や離婚前後の問題など、相談内容に応じて、必要とする様々な支援や窓口をご案内します。 - 専門相談員が仕事や資格など、今後のキャリアプランについて相談を承ります。	【面接相談・電話相談】 月～金曜日(祝日・年末年始除く)、 第2日曜日 9～17時(火曜は19時まで)
家計相談	家計やお金に関する全般について専門相談員(ファイナンシャルプランナー)が相談を承ります。	【面接相談・オンライン相談】 月～金曜日(祝日・年末年始除く)、 第2日曜日 9～17時(火曜は19時まで)
離婚前後 法律相談	養育費・面会交流・財産分与など離婚前後で考える法律問題について、離婚前後の問題に詳しい女性弁護士が相談を承ります。	【面接相談・オンライン相談】 第2日曜日 9時30分～13時30分 第4木曜日 13時～17時

・問合せ・

板橋区栄町36-1 グリーンホール4階

電話6909-6205



←いたばしひとり親・離婚を考える親のためのサポートナビはこちら



福祉事務所

生活に困っている方の相談をはじめとする福祉の総合的窓口として区内3か所の各福祉課に窓口が設置されており、ひとり親家庭・女性・家庭内の問題・生活保護など福祉の相談を受付けます。相談や諸手続きは無料です。個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

ご相談の際には、あらかじめご連絡ください。

・問合せ・

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

※生活保護については70ページを参照

※お近くの福祉課は80～82ページを参照

いたばし暮らしのサポートセンター

生活保護に至らなくても、生活、仕事、家計のことなどでお悩みの方のための総合相談窓口を開設しています。支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、自立への支援をおこないます。相談無料、秘密は厳守します。また、何らかの理由により窓口へ来られない場合は、ご自宅への訪問もおこなっています。

● 事業内容(代表的なもの)

・自立相談支援事業

相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え自立支援プランを作成します。

・住居確保給付金(家賃補助)

離職などの理由で住居がない、または失う恐れのある方に、一定期間、就職活動を行っている間の家賃相当額を支給します。※支給要件あり

・住居確保給付金(転居費用補助)

離職などの理由で、世帯収入が著しく減少し、住居がない、または失う恐れのある方に引越し費用を支給します。※支給条件あり

・家計改善支援事業

家計状況をまとめ、根本的な課題を把握します。

・問合せ・

板橋本部 板橋区栄町36-1 グリーンホール4階 電話 6912-4591

赤塚分室 板橋区赤塚6-38-1 赤塚福祉課内 電話 6904-1332

志村分室 板橋区蓮根2-28-1 志村福祉課内 電話 5948-7088

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された地域の福祉を担うボランティアで、児童委員も兼ねています。また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員である主任児童委員が別にいます。主任児童委員は、子どもに関連する相談事に対し積極的な取組をおこなっています。

民生委員・児童委員は、住民の抱える問題を把握するとともに、住民の声を行政や関係機関へ伝えることや、各種福祉サービスの情報の提供や周知することに努めています。また民生委員・児童委員には守秘義務があり、個人の秘密は守られます。1人で悩まずに、ご相談ください。

地域ごとに担当の民生委員・児童委員がいます。担当の民生委員・児童委員がわからない場合にはお問合せください。

・問合せ・

福祉部 生活支援課 庶務係 電話 3579-2352

男女平等推進センター「スクエア・I(あい)」

男女平等推進センターでは、家庭や地域での人間関係、職場でのセクハラ、配偶者や恋人からの暴力などの相談を受付けています。

相談種別	相談内容	相談日時
総合相談	家族の問題や職場での人間関係、性自認・性的指向など性別に関する悩みなど 様々な相談・子育てママのための個別カウンセリング	【電話相談】【面接相談(要予約)】 月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く ※男性の面接相談は水曜日のみ実施 【チャット相談】 月～土曜日 14時～20時



・問合せ・窓口・

電話 3579-2188 (女性相談)

電話 3579-2992 (男性相談)

区の窓

13

	施設名	電話番号	相談日時等
都の窓口	東京 ウィメンズプラザ	5467-1721	通年(年末年始を除く) 9時～21時 ※面接相談は要予約 ※LINE相談「ささえるライン@東京」は14時～20時
	東京 ウィメンズプラザ 男性のための 悩み相談	3400-5313	月・水・木曜日 (祝日・年末年始を除く) 16時～20時 土曜日 (祝日・年末年始を除く) 13時～17時 ※面接相談は要予約
	東京都 女性相談支援センター	5261-3110	月～金曜日 9時～21時 土・日曜日・祝日・年末年始の 9時～17時 ※面接相談は要予約
その他の窓口	警視庁 総合相談センター	#9110 または 3501-0110 緊急時は110番 ※24時間対応	月～金曜日 9時～21時 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分
	女性の人権 ホットライン (東京法務局)	0570-070-810 (PHS、一部のIP電話 の方5363-3071)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分

くみんそうだんしつ 区民相談室

専門の相談員が問題解決に向けて、アドバイスをおこないます。区内在住・在勤・在学の方が利用でき、費用は無料です。相談は電話予約制(先着順)です。相談希望日の1週間前(同じ曜日)の9時からお申込みできます。

詳しくはお問合せください。

● 法律相談

離婚、金銭貸借関係、遺産相続、土地家屋、損害賠償、交通事故など

○日時

月～金曜日 13時～16時(水曜日は夜間相談もあり 17時～19時)

赤塚支所(水曜日) 13時～16時

相談時間 30分以内



※年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に3回まで利用可能です。

● **税務相談**

所得税、贈与税、相続税や納税、申告手続など

○日時

月・水曜日 13時～16時(第1水曜日は夜間相談もあり 17時～19時)

相談時間 40分以内

● **不動産取引相談**

土地・建物の売買および賃貸契約

○日時

火曜日 13時～16時

相談時間 45分以内

● **書類作成相談**

暮らしに関する手続きおよび契約書などの書類作成

○日時

第1・第3金曜日 13時～16時

相談時間 45分以内

● **青少年相談**

子どもに関わる家庭の問題や、地域・学校の問題

○日時

第1・第3金曜日 13時～16時

相談時間 45分以内

● **問合せ・電話予約** ●

政策経営部 広聴広報課 区民相談係 電話3579-2288

その他の相談機関

● **シングルママ・シングルパパくらし応援ナビTokyo**

東京都が運営するひとり親家庭向けの情報サイトです。東京で暮らすひとり親の皆さんと子どもたちが、安心して、生き生きと、健やかに過ごせる街をめざして、

役立つ情報や応援策を随時お知らせしています。



←ホームページはこちら

● **東京都ひとり親家庭支援センター はあと(東京都委託事業)**

生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・離婚前後の親支援講座・親子交流支援・各種セミナーなどをおこなっています。

○受付

月・土・日曜日・祝日 9時～17時30分

火・水・木・金曜日 9時～20時30分

○電話

6272-8720

○所在地

千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階



←ホームページはこちら

● **はあとライン**

ひとり親の悩み、不安、思いをLINEで相談しています。

○受付

水・土曜日 14時～21時30分



←ホームページはこちら

● **養育費・親子交流相談支援センター (こども家庭庁委託事業)**

養育費、親子交流について(電話相談)

○受付

平日(水曜日以外) 10時～20時

水曜日 12時～22時

土曜日・祝日 10時～18時



○電話

3980-4108

● 法テラス

法的なトラブルに対する法律専門家への相談について
(経済的に余裕のない方には無料法律相談をおこないます)

○受付

平日 9時～21時

土曜日 9時～17時

○電話

0570-078374 (サポートダイヤル)

● 公証役場

離婚に関する公正証書について

法務大臣から任命を受けた公証人が、公正な第三者として権限に基づき公正証書を作成します。内容には養育費、親子交流、慰謝料などの項目があります。

○受付

9時30分～12時、13時～16時30分

○電話

3961-1166

○所在地

板橋区板橋2-67-8 板橋中央ビル9階

● 家庭裁判所

夫婦関係や親子関係などの紛争について話し合う調停と、これらの紛争に関する訴訟の審判をおこないます。

○手続き案内

8時30分～12時、13時～17時

月～金曜日(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

月・水・金曜日 17時～19時

○電話

3502-8331

○所在地

千代田区霞が関1-1-2

お金のこと

ご家庭の状況によって利用できる手当・助成・貸付制度があります

じどう ふよう て あて
児童扶養手当

北館1階6番窓口

所得制限あり

18歳になって最初の3月31日（一定の障がいがある場合は20歳未満）までの児童を扶養しているひとり親家庭などの保護者に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。

● 対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方（以下「受給資格者」という。）で所得額が一定額未満の方に支給されます。

- 1 父母の離婚により父または母と生計をともにしていない児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 4 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 5 母が婚姻によらないで出産した児童
- 6 父または母が重度の障がい（一般労働能力に欠ける程度、身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 7 父または母がDV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童

● 手当額

児童数	手当額
児童1人	全部支給 月額46,690円 一部支給 月額11,010円～46,680円
児童2人以上	月額5,520円～11,030円を加算



※受給者が父または母の場合、手当の資格発生月の初日から5年、または支給要件に該当した月の初日から7年が経過したときから手当額のおおむね1/2の額が減額となりますが、児童扶養手当減額除外届出書に必要事項を添付して提出すれば、手当の一部減額は適用されません。なお、対象となる方には個別に通知します。

● 資格対象外

次のいずれかに該当するときは、資格がありません。

- 1 児童が別居している父または母と生計を同じくしているとき
- 2 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし障がいの状態にある父または母を除く。）に養育されているとき
- 3 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- 4 児童が里親に委託されているとき
- 5 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

● 問合せ ●

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

● 受給者の優遇制度

1 水道・下水道料金の免除

生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯は、申請により、水道・下水道料金が免除されます。

種類	免除の内容
水道料金	基本料金と1か月当たり使用水量10m ³ までの従量料金の合計額（消費税相当額を含む）
下水道料金	1か月当たり8m ³ までの汚水排出量にかかる料金（消費税相当額を含む）

● 問合せ ●

東京都水道局 板橋営業所 板橋区氷川町3-6 電話 5248-6365
練馬営業所 練馬区中村北1-9-4 電話 5987-5330



2 粗大ごみ処理手数料の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護の受給世帯は、申請により、粗大ごみの処理手数料が免除されます。ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンについては粗大ごみでは受付できません。

○手続き

「粗大ごみ受付センター」に電話申込みする際に、粗大ごみ処理手数料の免除対象者であることを申し出てください。

免除申請には、申請書のほか、以下の添付書類が必要です。

- ・児童扶養手当受給の方「手当証書のコピー」または「受給者証明書」
- ・特別児童扶養手当受給の方「手当受給証明書のコピー」または「受給者証明書」
- ・生活保護受給の方 「受給証明書の原本」※発行日が申込み日以降のもの

・申込み・

粗大ごみ受付センター 電話 6747-9353

受付日時 月～土曜日(祝日を含み、年末年始を除く) 8時～19時

※申込みから収集まで3週間程度かかります。

3 JR通勤定期の割引

児童扶養手当・生活保護受給世帯の方が、JRを利用している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。「資格証明書」と「購入証明書」を、通勤定期乗車券を発売する駅に提出して購入してください。「資格証明書」と「購入証明書」の交付は下記の手続きが必要です。

○手続き

児童扶養手当証書、写真(たて4cm×よこ3cm)を持って、下記窓口へ申請してください。

また、生活保護の受給世帯については、担当ケースワーカーにご相談ください。

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

赤塚支所 住民サービス係 電話 3938-5113

4 都営交通の無料パス

児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯などのうち1人に限り、都営交通(都



電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券が交付されます。
生活保護の受給世帯については担当ケースワーカーにご相談ください。

○手続き

児童扶養手当受給世帯(生活保護受給世帯を除く。)は児童扶養手当証書を持って下記窓口へ申請してください。

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477
赤塚支所 住民サービス係 電話 3938-5113

5 区営自転車駐車場使用料の減免

生活保護受給世帯の方が、区営自転車駐車場を定期利用する場合は、使用料が免除されます。免除できるのは利用者1人につき、1ヶ所、1台のみです。

また、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給の方が、区営自転車駐車場を定期利用する場合は、使用料が減額されます。

なお、区営自転車駐車場使用料の減免とともに、駐車枠に空きがない場合には、お待ちいただくことがあります。

○手続き

自転車駐車場により手続き方法が異なりますので、下記問合せ先にご相談ください。

なお、手続きの際に生活保護受給の方は受給証明書、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給の方は手当証書が必要です。

・問合せ・

(環7南・高島平エリア) NCD駐輪場サポートセンター 電話 4213-8016
(東上線・志村エリア)板橋区自転車対策コールセンター 電話 050-2017-3239

子どもくせい てあて くせいであて
児童育成手当(育成手当)

北館1階6番窓口

所得制限あり

18歳になって最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭等の保護者で所得が一定額未満の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。



● 対象

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方（以下「受給資格者」という。）で所得額が一定額未満の方に支給されます。

- 1 父母の離婚により父または母と生計をともにしていない児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 4 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 5 母が婚姻によらないで出産した児童
- 6 父または母が重度の障がい（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 7 父または母がDV（配偶者からの暴力）によって裁判所の保護命令を受けた児童

● 手当額

児童1人について月額13,500円

● 資格対象外

次のいずれかに該当するときは、資格がありません。

- 1 児童が別居している父または母と生計を同じくしているとき
- 2 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む。ただし障がいの状態にある父または母を除く。）に養育されているとき
- 3 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- 4 児童が里親に委託されているとき
- 5 受給資格者が日本国内に住所がないとき

● 問合せ ●

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

じ どういくせい て あて しょうがいて あて
児童育成手当（障害手当）

北館1階6番窓口

所得制限あり

原則として申請した日の翌月分から支給されます。支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。

● 対象

心身に一定程度（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ



または進行性筋萎縮症)の障がいがある20歳未満の児童を扶養している保護者で所得が一定額未満の方が対象です。

※児童が施設に入所しているときは受給できません。

● 手当額

児童1人について月額15,500円

● 問合せ ●

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

その他の児童の手当 北館1階6番窓口

所得制限あり

支給の対象となるかどうかなど、詳細はお問合せください。

● 特別児童扶養手当

20歳未満で中程度以上の障がいのある児童を扶養している保護者で所得が一定額未満の方に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。

※児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けているとき、または施設に入所しているときは、原則として支給できません。

○手当額(障がいの程度による)

特児1級児童1人に、月額56,800円

特児2級児童1人に、月額37,830円

● 児童手当

高等学校第3学年修了前までの児童(18歳になった最初の3月31日まで)を養育している保護者に支給される手当です。原則として申請した日の翌月分から支給されます。ただし、公務員の方は、勤務先に申請してください。

● 手当額

児童の年齢等		手当額
出生～3歳誕生月まで	第1子・第2子	月額15,000円
	第3子以降(※1)	月額30,000円
3歳誕生月の翌月～高等学校修了年代まで	第1子・第2子	月額10,000円
	第3子以降(※1)	月額30,000円

※1 第3子以降に該当するのは、22歳になった最初の3月31日までの児童を3



人以上保護者が養育している場合です。



←ホームページはこちら

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)

所得制限あり

18歳になって最初の3月31日(一定の障がい有する場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭などに対して、「親医療証」を交付し、医療費(健康保険適用の一部負担金)を助成しています。

ただし、入院時食事療養費標準負担額、健康保険適用外のもの(薬の容器代・健診料・予防接種料・文書料・入院室料差額など)は助成対象となりません。また、住民税課税世帯の方は一部自己負担金があります。

● 対象(詳細は窓口にお問合せください)

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父または母、あるいは父母以外で児童を養育する方(以下「受給資格者」という。)で所得額が一定額未満の方に支給されます。

- 1 父母の離婚により父または母と生計をともしない児童
- 2 父または母が死亡または生死不明である児童
- 3 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 4 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 5 母が婚姻によらないで出産した児童
- 6 父または母が重度の障がい(一般労働能力に欠ける程度、身体障害者手帳1・2級程度)を有する児童
- 7 父または母がDV(配偶者からの暴力)によって裁判所の保護命令を受けた児童

● 資格対象外

次のいずれかに該当するときは、資格がありません。

- 1 児童が別居している父または母と生計を同じくしているとき



- 2 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む。ただし障がいの状態にある父または母を除く。)に養育されているとき
- 3 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
- 4 児童が里親に委託されているとき
- 5 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

子ども医療費助成(乳・子・青医療証)

0歳から6歳になった最初の3月31日までの子どもには①医療証を、①医療証終了後15歳になった最初の3月31日までの子どもには②医療証を、②医療証終了後18歳になった最初の3月31日までの子どもには③医療証を交付し、医療費(健康保険適用の一部負担金)を助成しています。保護者の所得制限はありません。

ただし、入院時食事療養費標準負担額、健康保険適用外のもの(薬の容器代・健診料・予防接種料・文書料・入院室料差額など)は助成対象となりません。

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子どもの手当医療係 電話 3579-2477

所得税・住民税の所得控除

所得制限あり

以下の条件に該当する方は、所得税・住民税で所得控除(ひとり親控除・寡婦控除)が適用されます。申告方法など、詳しくはお問合せください。

なお、ひとり親・寡婦の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が非課税となります。

● ひとり親控除

配偶者と死別・離別された方、婚姻されていない方、または配偶者の生死が不明の方で、次の3つの要件のすべてに該当する場合、ひとり親控除の適用を受けることができます。

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の方の同一生計配偶者



や扶養親族となっている方は除く)がいること

- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと

所得税控除額35万円、住民税控除額30万円

● 寡婦控除

「ひとり親」に該当せず、次の要件のいずれかに該当する方で、合計所得金額が500万円以下かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない場合、寡婦控除の適用を受けることができます。

- ① 夫と死別された後婚姻されていない方または夫の生死が不明の方
- ② 夫と離別された後婚姻されていない方で扶養親族がいる方

所得税控除額27万円、住民税控除額26万円

・問合せ・

所得税について

板橋税務署 電話 3962-4151

住民税について

総務部 課税課 課税第一～第四係 電話 3579-2101

いぞくきそねんきん 遺族基礎年金

南館2階25番窓口

所得制限あり

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者（夫または妻）、子に支給されます（子が18歳に達する年度末まで、あるいは、1級・2級の障がいのある子の場合は20歳になるまで）。

● 受給要件

次のいずれかに該当したときその遺族に支給されます。

- 1 国民年金の被保険者が死亡したとき
- 2 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
- 3 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある受給権者が死亡したとき



4 老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上満たしている方が死亡したとき

※1および2の要件については、死亡日の前日において、死亡した月の前々月までに加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。または、死亡日が令和8年3月31日までにある場合で、死亡日の前日において、死亡した月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（死亡日において当該死亡者が65歳未満である場合に限る）。

● 遺族の範囲

死亡した方によって生計を維持されていた次の方です。

- 1 死亡した方の子（18歳到達年度の末日までにある子、または20歳未満で障がい（程度）が1級・2級の子）と生計を同一にしている妻または夫
- 2 死亡した方の子（18歳到達年度の末日までにある子、または20歳未満で障がい（程度）が1級・2級の子、ただし夫または妻が遺族基礎年金を受給している間は支給停止となります。）

※障がい（程度）の1級・2級については国民年金法の障害等級表によります。

● 問合せ・

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

南館2階25番窓口

所得制限あり

国民年金加入中や20歳前に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある病気やけがによって、国民年金法の障害等級の1級・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

● 受給要件（20歳前障害は除く）

次のすべての要件を満たした場合に支給されます。

- 1 初診日（障がい（原因）となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること（老齢基礎年金を繰上げ支給されていないこと）。
- 2 障害認定日の障がい（程度）が国民年金法で決められている障害等級の1級・2級のいずれかに該当していること。



- 3 初診日の前々月までに加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。または、初診日が令和8年3月31日までにある場合で、初診日において65歳未満であり、初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと（免除期間含む）。

● 受給要件(20歳前障害)

20歳前に初診のある病気やけがにより障がいがあり20歳に達したとき、または20歳以降に障害等級の1級・2級いずれかに該当していること。なお、所得が一定の額を超えた場合は、半額または全額支給停止となります。

● 子の加算

障害基礎年金の受給権を得たときや受給権を得たあと、その方によって生計を維持されている子(18歳到達年度の末日までにいる子、または、20歳未満で障がいの程度が1級・2級の子)がいれば、子の数に対して決められた額が加算されます。

※障がいの程度の1級・2級については、国民年金法の障害等級表によります。

● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

※初診日において加入していた年金制度が、国民年金第3号被保険者のときや厚生年金のときは年金事務所が、共済年金のときは共済組合が窓口になります。

いぞくこうせいねんきん 遺族厚生年金

所得制限あり

厚生年金保険に加入されている方などが亡くなり、子のある配偶者(夫または妻)や子が遺族基礎年金を受けられるときにあわせて遺族厚生年金が受けられます。

なお、子のない妻や55歳以上の夫・父母・孫および祖父母なども受けられます。

● 受給要件

次のいずれかに該当したときその遺族に支給されます。

- 1 厚生年金の被保険者である間に死亡したとき
- 2 厚生年金の被保険者期間に初診日がある傷病で、初診日から5年以内に死亡したとき



3 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

4 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある受給権者および受給資格期間を25年以上満たした方が死亡したとき

※ただし、1または2に該当する場合は、死亡した月の前々月までに国民年金加入期間の2/3以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があること。または、死亡した月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと(死亡日において当該死亡者が65歳未満である場合に限る)。

● 遺族の範囲

死亡した方によって生計維持をされていた次の方です。

1 妻(30歳未満の子のない妻は、5年間の有期給付となります。)

2 子(18歳到達年度の末日までにあるか、または20歳未満で障がいの程度の1級・2級に該当し、かつ現に婚姻をしていないこと)

3 55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給、ただし、子のある夫は55歳から支給)

4 孫(年齢は子と同じ、子と同様、現に婚姻をしていないこと)

※障がいの程度の1級・2級については、国民年金法の障害等級表によります。

● 問合せ●

日本年金機構 板橋年金事務所 板橋区板橋1-47-4 電話 3962-1481

国民年金保険料の納付が困難なときの免除 めんじょ 南館2階25番窓口

国民年金の第1号被保険者の方については、保険料が納められない場合「免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度」があります。第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方(学生を含む)をいいます(ただし、厚生年金保険や共済組合に加入している方、およびその方に扶養されている配偶者を除く)。

● 法定免除

次の1から3に該当したときは、届け出が必要です。保険料が免除されます。

1 障害基礎年金などを受けているとき

2 生活保護法の生活扶助を受けているとき

3 国立ハンセン病療養所などの施設に入っているとき

● 申請免除

全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除の4種類があります。

この申請は、申請者、世帯主、配偶者のそれぞれの前年所得が一定所得以下の場合に、承認され、ひとり親や寡婦の場合は所得基準について特例があります。生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているときなども承認されます。

失業した場合は、退職特例免除制度の申請ができます。

● 納付猶予

50歳未満の方で、保険料を納めることが困難な方は、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。この申請は、申請者および配偶者の前年所得が、一定所得以下の場合に承認されます。

● 学生納付特例

次の1、2ともに該当する方は、申請して承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

1 大学(院)・短大・高等専門学校・専修学校などに在学する学生

学生納付特例の対象となる学校については、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

2 本人の前年所得が一定所得以下であるとき

● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

★届け出はお忘れなく★

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は、届け出をすると、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

● 問合せ ●

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

第3号被保険者⇒第1号被保険者への変更届

離婚や死別などにより第3号被保険者でなくなった場合は、第1号被保険者の届



け出が必要です。届け出を忘れて納付期限から2年を過ぎると、免除の制度が利用できず「未納期間」となり、年金受給額が減額されるのでご注意ください。

・問合せ・

健康生きがい部 国保年金課 国民年金係 電話 3579-2431

離婚時の年金分割

離婚をした際に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割する制度があります。この手続きは、離婚後2年を過ぎると請求手続きができなくなりますのでご注意ください。

・問合せ・

日本年金機構 板橋年金事務所 板橋区板橋1-47-4 電話 3962-1481

しゅうがくえんじょ
就学援助

北館6階14番窓口

所得制限あり

世帯の所得状況により、給食費・学用品費・修学旅行費・移動教室費・学校行事費などを援助する制度です。板橋区立小中学校に通学されていて援助を希望される方は、各小中学校にお申込みください。板橋区立以外の国公立小中学校に通学されていて援助を希望される方は下記までお問合せください。

・問合せ・

教育委員会事務局 学務課 学事係 電話 3579-2611

しゅうがくしょうれい
就学奨励

北館6階14番窓口

所得制限あり

小学校または中学校の特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者の負担を軽減する制度です。板橋区立小・中学校の特別支援学級に通学されていて、援助を希望される方は各小・中学校へお申込みください。板橋区立以外の公立の小・中学校の特別支援学級に通学されていて、援助を希望される方は下記までお問合せください。

世帯の所得状況により、受給できる費目が変わります。

・問合せ・

教育委員会事務局 学務課 学事係 電話 3579-2611



こうこうせいとう しゅうがくしえん 高校生等への修学支援

所得制限あり

高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)などに通学する生徒の世帯を対象に授業料や教材費など授業料以外の教育費を支援金として給付しています。支援を希望される方は下記までお問合せください。

世帯の所得状況により、所得制限があります。

1 高等学校等就学支援金

授業料を国が支援する制度です。入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

・問合せ・

●都立高等学校、都立特別支援学校高等部等について

東京都教育庁都立学校教育部 高等学校教育課経理担当

電話 5320-7862

特別支援教育課経理担当

電話 5320-6754



←都立高等学校等のホームページはこちら

●私立高等学校、私立特別支援学校高等部等について

東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当

電話 5277-1255



←私立高等学校等のホームページはこちら

2 私立高等学校等授業料軽減助成金

私立の高等学校などに通う生徒の世帯の経済的負担を軽減するために授業料の一部を助成します。高等学校等就学支援金を受給されている場合でも、授業料の助成を受けることができます(上限額あり)。

・問合せ・

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当

電話 5206-7925

3 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援の給付金です。



・問合せ・

●国公立(都立高等専門学校以外)

東京都教育庁都立学校教育課 電話 5320-7862

●都立高等専門学校

東京都総務局総務部企画計理課 電話 5388-2289

●私立

東京都私学就学支援金センター 電話 5206-7925

だいがくせいとう しゅうがくしえん 大学生等への修学支援

所得制限あり

大学・短期大学・高等専門学校、専門学校などに通学する学生の世帯を対象に授業料などの減免や給付型奨学金を支給しています（高等教育の修学支援新制度）。支援を希望される方は下記までお問合せください。

世帯の所得状況により、所得制限があります。

●授業料の減免

入学時に、進学先の大学などにお申込みください。

●給付型奨学金

進学する前年の4月下旬から、通学する高校などを通じて日本学生支援機構（JASSO）へお申込みができます。

・問合せ・

制度の概要について

日本学生支援機構奨学金相談センター 電話 0570-666-301



←高等教育の修学支援新制度特設ページはこちら

じゅけんせい しえんかしつけしぎょう 受験生チャレンジ支援貸付事業

所得制限あり

中学3年生、高校3年生またはこれに準じる方を養育する世帯を対象に塾費用や受験料を無利子で貸付します。高校・大学などへ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。



世帯の所得状況により、所得制限があります。

● 学習塾等受講料貸付金

- ・貸付の範囲 対象となる学習塾などの費用
- ・貸付限度額 30万円

● 受験料貸付金

高校受験料

- ・貸付の範囲 対象となる高等学校などの受験料
- ・貸付限度額 2万7400円

大学受験料

- ・貸付の範囲 対象となる大学などの受験料
- ・貸付限度額 12万円

※貸付審査の結果、貸付できないことがあります。

※各種条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

● 問合せ ●

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

東京都社会福祉協議会が実施するひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする貸付制度です。所定の要件に該当する場合は、返済が免除になります。

● 訓練促進資金

ひとり親高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざす方に修学、就職に必要な資金をお貸しする制度です。

○対象

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受ける方で、養成機関修了後、1年以内に都内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

○貸付額

入学準備金(上限50万円)…養成機関の入学金、教材費、学用品費など

就職準備金(上限20万円)…就職に必要な被服費、通勤に要する経費など



● 住宅支援資金

児童扶養手当受給者であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に家賃相当額の資金をお貸しする制度です。

○対象

児童扶養手当を受給している方(所得が同水準の方を含む)で、板橋区母子・父子自立支援プログラム(74ページ)の策定を受け、就労またはより高い所得が見込まれる転職をめざしている方

○貸付額

月額7万円以内(上限12か月)

● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 福祉資金係 電話 3964-0556
板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター 6階

東京都母子及び父子福祉資金

母子および父子家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。原則として連帯保証人を立てていただき、無利子での貸付けとなります。

なお、事前に相談が必要です。

● 対象

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母および父子家庭の父などで、20歳未満のお子さんなどを扶養している方

● 連帯保証人の要件

- 1 一定の職業を持ち、または独立の生計を営んでいる
- 2 母子及び父子福祉資金について他の者の連帯保証人になっていない
- 3 連帯保証人に直接(面前もしくは電話で)保証の意思確認がとれること

● 資金の種類

東京都母子及び父子福祉資金貸付金一覧表を参照(38ページ)



・問合せ・

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

いたばし くじょせいふくし しきん 板橋区女性福祉資金

女性の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。確実な連帯保証人を立てていただき、原則として無利子(一部有利子)での貸付けとなります。なお、事前に相談が必要です。

● 対象

配偶者がいない女性で板橋区内にお住まいの次のすべてに該当する方

- 1 年齢25歳以上の方、または年齢25歳未満で親・子・兄弟姉妹などを扶養している方
- 2 他から同種の資金を借り受けることが困難な方
- 3 確実な連帯保証人がある方

● 連帯保証人の要件

- 1 原則として都内に引き続き6か月以上お住まいの方
- 2 独立の生計を営んでいる
- 3 女性福祉資金について他の者の連帯保証人になっていない
- 4 連帯保証人に直接(面前もしくは電話で)保証の意思確認がとれること

● 資金の種類

板橋区女性福祉資金貸付金一覧を参照(39ページ)

・問合せ・

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

生活福祉資金

所得制限あり

所得の少ない世帯・障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援をおこなうことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

資金によっては貸付から返済完了まで民生委員の相談援助活動もおこなわれます。

● 主な貸付の種類

資金の種類	対象者の状況	内容
緊急小口資金	一時的に生活費に困っている方	医療費や介護費の支払い、給与などの盗難、被災などの理由により一時的に生活費が不足した方への資金
福祉資金福祉費	日常生活には困っていないが、まとまった資金が必要な方	出産、葬祭、就職するための知識、技能を習得するための費用など、具体的な利用目的に対する資金
教育支援資金		高等学校、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学を含む）、専修学校（高等課程、専門課程）への入学や授業料などに必要な資金
総合支援資金	全般的に生活費に困窮している方	失業などにより困窮する世帯が就職活動をする間の生活に必要な資金

※世帯に対する貸付となります。

※貸付審査の結果、貸付できないことがあります。

※優先される公的制度があり、制度により併用の可否が異なります。

※各種条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 福祉資金係

電話 3964-0556

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター 6階

● 東京都母子及び父子福祉資金貸付金一覧

令和7年4月1日現在

貸金の種類	対象者	内容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	母 または 父	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械などの購入資金	3,580,000円 母子または父子共同貸付の場合 5,370,000円	7年以内	保証人を立てて原則無利子
事業継続資金		現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料などを購入する資金	1,790,000円	7年以内	
技能習得資金		事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内	
修業資金	児童 または 子	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	習得期間中(5年以内) 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20年以内	無利子
就職支度資金	母 または 父	就職するために直接必要な被服、履物などを購入する資金	110,000円 通勤用自動車を購入の場合 340,000円	6年以内	※ 無利子
医療介護資金	母 または 児童	医療または介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	5年以内	保証人を立てて原則無利子
生活資金	母 または 父	1 技能習得期間中または医療または介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2 母子または父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3か月以内) 3 失業している期間中(ただし、離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するために必要な資金(貸付期間1年以内) 4 家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金(貸付期間原則3か月以内)	1の技能習得期間中 月額 141,000円 1の医療介護期間中および2、3の期間中 月額 114,000円 生活中心者でない場合 76,000円 2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用(12月相当) 1,368,000円 4の場合 児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	内容により異なる	
住宅資金		自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築・補修または保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽などによる増改築および住宅建設・購入の場合 2,000,000円	6年以内 7年以内	
転宅資金		転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	3年以内	
結婚資金	児童 または 子	婚姻に際し必要な資金	330,000円	5年以内	



貸金の種類	対象者	内容	限度額	償還期間	利子
修学資金		高校、短大、大学、大学院、高専または専修学校において修学するのに必要な資金	学校・学年別により異なる	5年以内 または 20年以内	
就学支度資金	児童 または 子	小・中学校、高校、短大、大学、大学院、高専または専修学校に入学するために必要な資金 知識技能を習得させる施設であって、厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	学校・学年別により異なる	5年以内 または 20年以内	無利子

※母または父が貸付対象の場合は、保証人を立てて原則無利子となります。

● 板橋区女性福祉資金貸付金一覧

令和7年4月1日現在

貸金の種類	対象者	内容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	女性	事業を開始するのに必要な資金	2,000,000円	7年以内	無利子
事業継続資金		事業を継続するのに必要な資金	1,500,000円	7年以内	
技能習得資金	女性 または 女性が 扶養し ている 子	事業を開始、または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 22,000円 (3年以内)	10年以内	無利子
生活資金	女性	知識技能を習得または医療を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金	月額 91,000円 (3年以内)	10年以内	年利 1 1 7 5 %
住宅資金		居住する住宅の増改築・補修に必要な資金	1,150,000円 災害 1,800,000円	7年以内	
修学資金	女性 または 女性が 扶養し ている 子	高校・短大・大学・高専または専修学校において修学するのに必要な資金	学校により異なる	20年以内	無利子
就学支度資金		入学または入校するために必要な資金	学校により異なる	20年以内	



しりつようちえんほごしゃほじょきん 私立幼稚園保護者補助金

北館6階14番窓口

板橋区に住民登録がある3・4・5歳児(満3歳児を含む)を私立幼稚園、認定こども園または補助対象の幼稚園類似の施設に就園させ、保育料・入園料(入園年度のみ)を納めている保護者(世帯)には次の補助制度があります。

区内の幼稚園については、申請方法についてのお知らせが幼稚園を通じてあります。

1 私立幼稚園等入園料補助金

入園した年度に、一律75,000円を交付します(ただし、負担した入園料が75,000円に満たない場合は、負担した額を限度とします)。

2 私立幼稚園等保護者負担軽減補助金

保護者の保育料(従来園)または特定負担額(新制度移行園)支払の負担を軽減するための補助金です。この補助金には所得制限はありませんが、世帯の所得状況など(区市町村民税の合計および扶養状況)により補助金額に違いがあります。ひとり親世帯等については保護者負担軽減の特例措置があります。認定された世帯は補助金が増額されます。

3 幼児教育無償化

一部、所得制限あり

令和元年10月1日から幼児教育無償化制度が始まりました。申請方法についてのお知らせは、幼稚園を通じてあります。

(1) 施設等利用費(入園料・保育料)

入園料・保育料に対する給付金で、給付額は月額25,700円までとなります(ただし、負担した入園料・保育料が25,700円に満たない場合は、負担した額を限度とします)。

なお、令和元年10月以降、新制度移行園の保育料は0円となりました。

(2) 施設等利用費(預かり保育の利用料)

保育の必要な園児は、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料の一部が給付されます。給付を受けるには、お住まいの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※満3歳児クラスの園児は、区市町村民税非課税世帯のみが給付の対象となります(月額16,300円が上限)。令和7年9月から、課税世帯は、私立幼稚園等保護者負担軽減補助金の対象となります。



※給付の月額上限額は「450円×利用日数」です。利用料が月額上限額を超えている場合、差額は保護者の負担になります。

(3) 副食費(おかず代など)に対する補助

年収360万円未満相当世帯の園児と、すべての世帯の第3子以降^(注1)の園児について、副食(おかずなど)の費用に対し月額4,900円^(注2)まで補助が[※]できます。

(注1) 小学校3年生までの子どもの数となります(小学校4年生以上は含みません)。

(注2) 新制度移行園に通園する園児は副食(おかずなど)の費用が免除されます。

・問合せ・

教育委員会事務局 学務課 幼稚園係 電話 3579-2613





よういく ひ かく ほ し えん ほ じょ きん 養育費確保支援補助金

子どもの養育に必要な養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立てなどにかかる経費を補助します。

● 対象(全てに当てはまる方)

- 1 申請日において板橋区に居住するひとり親世帯(離婚前も含む)の方
- 2 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- 3 養育費を受け取る方(養育費の取り決めに係る※債務名義を有している方。
ただし、ADRの1回目調停までにかかる費用の申請の場合を除く)
※債務名義：公正証書(強制執行認諾条項付き)、判決書、調停調書、審判書など
- 4 養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方
- 5 過去に同内容の補助金(他自治体による同様の趣旨の補助金を含む)を受けていない方

● 対象費用および補助上限額

取り決め方法	補助の対象となる費用	補助上限額
公正証書 (強制執行認諾条項付きに限る)	・ 公証役場に支払った公証人手数料	43,000円
家庭裁判所の調停、審判、裁判	・ 調停申し立て、裁判に要した収入印紙代 ・ 調停申し立て、裁判に要した戸籍謄本など添付書類取得費用 ・ 連絡用の郵便切手代	費用にかかる実費
ADR(裁判外紛争解決手続)	・ ADRの申込料、依頼料に相当する費用 ・ 1回目の調停にかかる費用	20,000円
	・ 2回目以降の調停にかかる費用	30,000円
養育費立替保証	・ 契約を締結する際の初回保証料	50,000円

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

※養育費相談については16～17ページを参照

子ども、教育のこと

子どもをあずけたい、居場所をさがしたい、学力の向上を応援します

ほいくえん しょうきぼ ほいくえん かていふくし いん
保育園・小規模保育園・家庭福祉員など 南館3階23番窓口

乳幼児の保育が必要な場合に、仕事などの事由のためにお子さんを見られない保護者に代わって保育をおこなう施設です。利用調整（選考）により、保育の必要性が高い順に区が入園を決定します。保育料については、令和7年9月から全員のお子さんが無料になる予定です。入園を希望する月の前月10日が申込締切です。

※2、3、4月入園は、別途、受付期間を設定(4月入園については9月頃周知)

● 保育園

国で定めた施設基準に適合することで設置認可された施設で区立と私立があります。

● 家庭福祉員・ベビールーム

家庭福祉員が自宅またはベビールーム(区が設けた場所)で0、1、2歳児の保育をおこないます。

● 小規模保育園

区や民間の空き施設などを活用し、0、1、2歳児の保育をおこないます。

● 事業所内保育園

会社などの事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。『従業員枠』と『地域枠』があり、区では0、1、2歳児を対象として、『地域枠』の入園受付をおこないます。

● 認定こども園

幼児教育と保育などを一体として捉え、一貫して提供する施設です。入所の区分が主に保育園機能を利用する場合(保育園枠)と主に幼稚園機能を利用する場合(幼稚園枠)に分かれています。

※幼稚園枠ご利用の方は、直接施設へお問合せください。

・問合せ・申込み・

子ども家庭部 保育サービス課 入園相談係 電話 3579-2452

※申込みについては、赤塚福祉課総合相談係および志村福祉課総合相談係でも受付けています。

その他の^{た ほ いく}保育サービス 南館3階23番窓口

● 認証保育所

都が設置を認証した0歳児からの保育と13時間開所を基本とした民間事業者による保育施設です。

● 認可外保育施設の助成制度や無償化による給付について

認証保育所などに通われているお子さんがいる保護者の方に、板橋区が保育料の一部を助成する制度です。

・問合せ・申込み・

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第二係 電話 3579-2494

● 定期利用保育

パートタイム勤務や短時間労働などで保育が必要なご家庭を対象に、継続して短時間お子さんの保育をおこないます。

● 多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就学児を定期的に預かることで、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする制度です。

・問合せ・

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第二係 電話 3579-2494

● 一時保育

保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護などのとき、保育園で一時預かりを利用できます。

※申込み・利用方法・利用料金など、詳細は直接施設へお問合せください。



・問合せ・

・区立保育園

子ども家庭部 保育運営課 保育運営・給食係 電話 3579-2483

・私立保育園

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第一係 電話 3579-2492

・小規模保育園

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第二係 電話 3579-2494

● 病児・病後児保育

病気の回復期または回復期に至らない場合で、医療機関にかかる必要はないが保育園や幼稚園などに通園できない場合に利用できます。利用には、保育サービス課へ事前登録が必要です。

● 実施施設

施設名	所在地	備考
板橋区医師会病院病児・病後児保育室	高島平3-12-6	お迎えサービス付き
帝京大学医学部附属病院病児・病後児保育室	加賀2-11-1	お迎えサービス付き
いわた医院 チャイルドケアセンター	坂下1-35-17	お迎えサービス付き
キッズタウンむかいほら保育園 病後児保育室「すみれ」	向原3-7-7	病後児のみ
さいしょ小児科「くまさんの家」	東新町2-55-4	

・問合せ・

子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第二係 電話 3579-2494

ようちえん
幼稚園

北館6階14番窓口

区内には私立幼稚園31園と区立幼稚園が1園あり、3歳から就学前までのお子さんが入園できます。



近年では、朝夕、正規の教育時間以外にも在園児をお預かりする「預かり保育」を実施する幼稚園が増え、保護者が就労している場合でも幼稚園を選択することができるようになってきました。一部の幼稚園では、2歳児についても預かり保育を実施しています。このほか、各幼稚園がそれぞれ特色ある幼児教育を実施しています。

幼稚園は毎年11月に、翌年度の新入園児を募集しています。募集内容・申込受付の詳細は、各幼稚園にお問合せください。

・問合せ・

・区立幼稚園

教育委員会事務局 学務課 幼稚園係 電話 3579-2613

・私立幼稚園

板橋区私立幼稚園協会のホームページ



←私立幼稚園協会ホームページはこちら



こ か て い そ う ご う し え ん 子ども家庭総合支援センター

0歳～18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介をおこなっています。

子ども家庭総合支援センターでは、令和4年7月1日から児童相談所業務が開始しました。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

● 相談窓口

窓 口	連絡先等	受付時間
子ども家庭総合支援センター 本町24-17	子ども家庭 総合支援センター 電話 5944-2373	8時30分～17時 (注1)
	子どもなんでも相談 0120-925-610	24時間365日
	児童虐待に関する相談 電話 5944-2373	24時間365日
児童相談所 虐待対応ダイヤル	電話 189 (いちはやく) お近くの児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からは つながりません。	24時間365日
児童相談所相談 専用ダイヤル	電話 0120-189-783 いちはやく おなやみを お近くの児童相談所につながります。	24時間365日

(注1) 土日祝日、平日夜間は「子どもなんでも相談」に転送され相談をお受けします。
※子どもが生命の危険にさらされるような虐待を受けているのを見つけたときは、すぐに最寄りの警察署へ連絡してください。



こそだ 子育てサポート

ファミリーサポート、育児支援ヘルパー、ショートステイなどの子育てサービスを提供しています。

■子どもを預ける



● ファミリーサポート

保護者が仕事などのとき、短時間の保育や幼稚園・保育園の送迎をおこなう区民同士の会員制による育児の相互援助事業です。利用対象者は生後43日から12歳未満の児童で、小学校6年生の3月31日まで利用できます。利用にあたっては、事前に登録が必要です。

○利用料金

平日9時～17時	1時間800円
上記以外の曜日・時間帯、祝日(年末年始を含む)	1時間900円

● ショートステイ・トワイライトステイ

保護者が病気や出産などで一時的にお子さんの養育にお困りのとき、区が委託する児童養護施設(2歳～12歳以下)、または乳児院(生後43日～2歳未満)または協力家庭(生後43日～18歳未満)でお預かりします。

○ショートステイ(2歳～12歳以下)

年度内14日以内

利用料金	宿 泊(1泊24時間)	2,500円食事付
	日帰り(10時間以内)	1,500円食事付

○トワイライトステイ(2歳～12歳以下)

年度内30日以内

利用料金 1回900円(夕食付)。16時～22時の間利用できます。

○乳児ショートステイ(生後43日～2歳未満)

年度内14日以内

利用料金	宿 泊(1泊24時間)	2,500円食事付
	日帰り(9時間以内)	1,500円食事付

○子どもショートステイ(協力家庭)(生後43日～18歳未満)

年度内14日以内



利用料金 宿 泊(1泊24時間) 2,500円食事付
 日帰り(4時間以上10時間以内) 1,500円食事付

・問合せ・

子育てサポート 電話 5944-2381 (平日9時～17時)

■家事・育児の支援を依頼する



● 育児支援ヘルパー

出産前後で、身近に家事や育児を手伝ってくれる方がいない場合、食事の下ごしらえ・買物・簡易な掃除などの家事や沐浴の補助・授乳などをする育児支援ヘルパーを派遣します。妊娠中(母子健康手帳の取得後)から3歳未満の間利用できます。利用にあたっては、事前に登録が必要です。

○利用料金

平日9時～17時 1時間800円

(一部減免・利用促進のための無料利用枠あり)

上記以外の曜日・時間帯、祝日(年末年始含まず) 1時間900円

・問合せ・

株式会社パソナライフケア 電話 0120-022-177 (平日9時～17時)

● 産後ドゥーラ

妊娠中から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」がご自宅を訪問し、お母さまに寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートをします。

○利用料金

1時間1,300円(一部減免・利用促進のための減額枠あり)

・問合せ・

子育てサポート 電話 5944-2381 (平日9時～17時)

● ベビーシッター利用支援

日常生活上の突発的な事情などのために、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。



○利用料補助の上限金額

- (1) 日中利用：1時間2,500円(7時から22時)
- (2) 夜間利用：1時間あたり3,500円(22時から翌朝7時)

・問合せ・

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）板橋区専用コールセンター
電話 0120-212-115（平日9時～17時）

すくすくカード

子育て家庭を応援するため、妊娠中～3歳未満の乳幼児の保護者に対し、多様なサービスを利用できる「すくすくカード」をお渡しします。

● 対象

区内にお住まいの妊娠中～3歳未満のお子さんの保護者

● 配付方法

母子手帳交付時に窓口で配付（出産後に転入された方は郵送で配付）

● 配付枚数

対象のお子さん一人につき利用券6枚がついたカードを配付

● 有効期間

対象のお子さんの3歳の誕生日の前日まで有効



←すくすくカードの詳細はこちら

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子育てサービス係 電話 3579-2475

キャップスじどうかん **CAP'S 児童館** 南館3階22番窓口

児童館は、0～18歳の主に乳幼児とその保護者が利用できる施設です。

平成28年度から児童館は、子育て応援児童館CAP'S（Children And Parents' Station）としてリニューアルしました。



- ・開館日時：月～金曜日 9時～12時、13時～17時
- ・休業日：土・日曜日・祝日・年末年始
- ・施設開放：土・日曜日・祝日 9時～12時、13時～17時

● 子育て相談

児童館利用者などが気軽に子育て相談や子どもに関する相談をすることができる場を設け、必要に応じて専門機関への紹介や情報の提供などをおこなっています。

● 乳幼児子育て支援事業

各年齢の発育に応じた集団活動をおこなう「年齢別プログラム」や対象・内容を絞った活動をおこなう「目的別プログラム」などを実施しています。

● 子育て応援教室

親子の創作活動、子育てに関する各種講習会、保護者同士の交流会などを実施しています。

● 乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」

情報交換や仲間づくりの場として、乳幼児とその保護者が一日中過ごせる部屋です。

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子育てサービス係 電話 3579-2475
各児童館(児童館一覧は下記のコードからご覧いただけます。)



←児童館一覧はこちら

いたばし^{こそだ}子育て^{おうえん}応援アプリ 南館3階22番窓口

主に妊娠中の方や子育て中の方を対象に、板橋区の子育て情報やお出かけ情報、施設マップ情報、予防接種情報などをまとめて提供するアプリを配信しています。

・問合せ・

子ども家庭部 子育て支援課 子育てサービス係 電話 3579-2475

※ご利用いただく際は、アプリ内にある利用規約及びプライバシーポリシーを必ずご確認ください。本アプリは無料でご利用いただけますが、受信の

情報にかかる通信料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。



←ダウンロードはこちら

ほう か ご たい さく し ぎょう

放課後対策事業あいキッズ 北館6階16番窓口

あいキッズは区内の小学生を対象に、授業終了後、学校内で楽しく安全に過ごすことができる放課後の居場所を提供する事業です。慣れ親しんだ校庭・体育館などの施設を使って、遊び・文化・スポーツなどの体験活動、地域との交流活動、学習活動などを実施しています。

【あいキッズ利用区分など】

利用区分	内容	対象	利用時間・利用料
さんさんタイム 一般	自由に参加し 帰宅します。	小学 1～6年生	放課後～17時※1※2 無料
さんさんタイム オレンジ (就労等家庭)	出欠および帰 宅時間の管理 があります。	小学 1～2年生	放課後～17時※1※2 無料
きらきらタイム (就労等家庭)	時間延長利用 (区分A・B・C・ D・S) 出欠および帰 宅時間の管理 があります。 ※帰宅時間管 理は1・2年 生のみ	小学 1～6年生	【利用時間】 ○学校運営日(月～金) さんさんタイム終了時～19時 ○学校休業日(月～金) 8時～8時30時 さんさんタイム終了時～19時 ○土曜日 8時～18時(希望があれば19時) 【利用料】 ①17時～18時 月額2,700円 ②17時～19時 月額3,900円 ③学校休業日の 8時～8時30分 無料 ④10月から2月の 16時30分～17時 無料 ⑤土曜日 日額700円

※1 夏休みなどの学校休業日は8時30分～17時

※2 10月から2月は放課後～16時30分

・問合せ・

教育委員会事務局 地域教育力推進課 あいキッズ係
電話 3579-2637



←あいキッズのページはこちら

子どもの^{きょういくそうだん}教育相談 南館6階

● 教育支援センター【学校相談】

いじめ、不登校などへの対応、子どもの教育に関することなどについて、教育相談アドバイザーが相談をお受けしています。また、必要に応じて、関係部署や関係機関と連携しています。

○相談時間

月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

・問合せ・申込み・

教育支援センター（学校相談）

板橋区役所南館6階 電話 3579-2199

● 教育支援センター【特別支援教育相談】

特別支援学級や特別支援学校への入学および転学の相談や特別支援教育などについての相談をお受けしています。



←特別支援教育相談ページはこちら

○相談時間

月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

・問合せ・申込み・

教育支援センター（特別支援教育相談）

板橋区役所南館6階 電話 3579-2198



● 教育支援センター 【心理・言語専門相談】

お子さんの成長にともなって生じてくるさまざまな心配事や悩みについて、専門職の教育相談員（臨床心理士、言語聴覚士）が相談をお受けします。

相談の内容から、他の専門機関での相談が必要と考えられる場合、専門機関をご紹介します。

相談内容や相談者の情報を、ご本人の了解無く外部にお話しすることは原則ありません。

○相談時間

心理専門相談

月・水～土曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

火曜日 9時～19時（祝日・年末年始を除く）

言語専門相談 ※対象は幼児

月～土曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

・問合せ・申込み・

教育支援センター（心理・言語専門相談）

板橋区役所南館6階 電話 3579-2197 ※予約受付：平日9時～17時

● 成増教育相談室 【心理専門相談】

お子さんの成長にともなって生じてくるさまざまな心配事や悩みについて、専門職の教育相談員（臨床心理士）が相談をお受けします。

相談の内容から、他の専門機関での相談が必要と考えられる場合、専門機関をご紹介します。

相談内容や相談者の情報を、ご本人の了解無く外部にお話しすることは原則ありません。

○相談時間

月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

・問合せ・申込み・

成増1-12-4 成増生涯学習センター 1階 電話 3975-9693

● いじめ110番、いじめメール相談

小中学校で発生するいじめ問題に対応する相談窓口を設けています。



○直通電話

3964-1370

○いじめメール相談のページ



←相談ページはこちら

○受付時間

月～金曜日 9時～17時（休日・年末年始を除く）

〔受付時間外は、留守番電話による受付〕

● 板橋フレンドセンター 【不登校(通級)相談】

さまざまな理由で学校に行くことができないでいる児童生徒が、探究的な活動や体験活動、創作活動、他者との交流などを通じて、自己実現を図るための場所です。

不登校で悩んでいるお子さんとそのご家族のため、通級に関する相談（電話・来所）を行っています。

○対象

区立学校に在学または区内在住の小学校4年生～中学生

○開室日時

月～金曜日（休日・年末年始を除く） 9時～15時

○分室：成増フレンド

成増1-12-4 成増生涯学習センター（まなぼーと成増）1階

● 問合せ・申込み ●

板橋フレンドセンター 富士見町3-1 電話 3961-2500

● キッズ相談室(東京YWCA板橋センター)

親子面接による発達相談、作業療法士による発達相談、電話予約の上相談(有料)

● 問合せ・申込み ●

キッズ相談室 電話 5914-1854

(受付9時30分～17時30分 キッズガーデン開館日)

東京YWCA板橋センター 坂下1-34-25

都立の教育相談機関として、幼児から高校生相当年齢までの子どもの性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰、ヤングケアラーに起因する問題、高校への進級・進路などに関する相談を子どもたちや保護者から受付けています。

①教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 電話 0120-53-8288

いじめ、友人関係、学校生活、不登校、子育ての悩みや家族関係、発達障害、自傷行為、家庭内暴力、体罰、ヤングケアラーに起因する問題などの相談（来所相談可）

②高校進級・進路・入学相談 電話 3360-4175

都立高校の進級、進路、入学などに関する電話相談（来所相談可）

③青少年リスタートプレイス 電話 3360-4192

高校未就学・中途退学した方、小学校・中学校で不登校の状態にある方やその保護者への支援

④思春期サポートプレイス 電話 3360-4192

主に学齢期・思春期の不登校やひきこもりの状態について、講演会などを実施

⑤通訳を介した外国人児童・生徒相談の高校等進路・教育相談

教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 電話 0120-53-8288

高校進級・進路・入学相談 電話 3360-4175

中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を介した教育相談、都立高校入学等の相談（来所相談は、電話にて申込みが必要）

⑥学校問題解決サポートセンター 電話 3360-4195

学校や市区町村教育委員会に相談しても解決しない問題について公立学校の保護者からの電話相談

・問合せ・

①…24時間対応

②…平日 9時～21時

土・日曜日・祝日 9時～17時（閉庁日・年末年始を除く）

⑤…通訳を介した相談は毎週金曜日 13時～17時（祝日・閉庁日・年末年始を除く）



③④⑥…平日 9時～17時(祝日・閉庁日・年末年始を除く)

①②⑤…来所相談は、まずお電話にてご相談ください。

● 来所相談

<教育相談一般>

平日 9時～18時(受付17時まで)

土曜日 9時～17時(受付16時まで)

※土曜日は、毎月第3土曜日(8月のみ第4土曜日)

<高校進級・進路・入学相談>

平日 9時～17時

土曜日 年に20回 開催日によって会場(北新宿、立川)が異なります。

詳細は東京都教育相談センターのwebページを
ご確認ください。



←ホームページはこちら

ひきこもり^{そうだん}相談^{かぞくきょうしつ}・家族教室

● ひきこもり相談窓口

ひきこもりに関する悩みや不安を抱えているご本人とその家族のための相談窓口を開設しています。一人ひとりのお話をうかがいながら、これからのことを一緒に考えていきます。必要な支援機関などの紹介と連携したサポートもおこないます。

相談方法 電話・来所・オンライン ※必要に応じて訪問相談

● 問合せ●

板橋区栄町36-1 グリーンホール4階 電話 6909-6218

ひきこもりで、以下のような状況で悩んでいるご本人、ご家族のための専門医師相談と家族教室をおこなっています。

・学校、友人との付き合いなど社会的な場面への参加をしないまま、数か月以

上に渡って自宅、自室で生活している

- ・近所のコンビニや趣味の活動以外にほとんど外出することなく、昼夜逆転した生活を送っている
- ・家族との接触も避けて、自室に閉じこもった状態が続いている
- ・精神的な病気にかかっているのではないかと心配

● ひきこもり医師相談

精神科医師が、ご家族・ご本人の相談をお受けします。

各健康福祉センターで月1～2回開催しています。

・問合せ・窓口・

各健康福祉センター地区担当保健師にご相談ください。

医師との相談前にご家族と地区担当保健師の面接があります。

● ひきこもり家族教室

「ひきこもり」状態にある10代からの若者や成人の方の家族を対象に、「ひきこもり家族教室」を月1～2回開催しています。

・問合せ・窓口・

はじめに担当地域の健康福祉センター保健師またはひきこもり相談窓口（03-6909-6218）にご相談ください。

実施場所は板橋区保健所ほか

※健康福祉センター担当地域は板橋区の関係機関を参照(80～82ページ)





こ ども の 学 習 ・ 生 活 支 援 事 業 「 ま な び の ひ ろ ば け や き ば 」

子どもの学習・生活支援事業「まなびのひろば けやきば」では、経済面や家庭・学習環境に困りごとを抱えている世帯を対象に、子どもに対する学習支援や居場所の提供、ご家庭に対する相談支援や訪問支援などをおこなっています。

支援内容	対象
学習支援教室 「授業についていけない」「勉強の仕方がわからない」みなさんを、一人ひとりの学力に応じてサポートします。	小学6年生 中学1年生～中学3年生 中退や不登校、進級や卒業のために支援が必要な高校生
居場所支援 家庭・学校とは異なる安心して過ごせる「居場所」で、いろいろなことをスタッフと話したり一緒に考えることができます。	小学生から概ね18歳まで
相談・訪問支援 子どもの学習や進路・生活全般に関する不安を保護者と共有し解決策を提案します。	小学生から概ね18歳までの子どもがいる世帯

○利用料

無料

○場所

「まなびのひろば けやきば」は区内に3か所(板橋教室・赤塚教室・高島平教室)あります。

詳細な場所については、下記問合せ先にお問合せください。

○実施日・時間

教室ごとに異なりますので、下記問合せ先にお問合せください。

・問合せ・

まなびのひろば けやきば 電話 6273-0796

※生活保護受給世帯の方は、担当ケースワーカーへお問合せください。

ちゅうこうせいべんきょうかい まな あい 中高生勉強会「学びiプレイス」 北館6階15番窓口

中学生・高校生の皆さんを対象に勉強会を実施します。

大学生などのボランティアが、わからないところを教えてくれ、勉強の仕方な



どの相談にも応じてくれます。

年齢の近い大学生とのおしゃべりや相談をとおして、進路や将来を考える機会ともなります。

都合のいい曜日や会場を選んで、気軽に参加してください。

- ・対 象：区内在住・在学の中学生・高校生(相当年齢の方も含みます)
- ・定 員：各会場とも 毎回おおむね20名
- ・参 加 費：無 料
- ・参 加 方 法：下記・表の実施日時に直接会場にお越しください。

最初の参加時に、参加申込書の提出と学習の希望などについての面談があります。

- ・持 ち 物：自習道具(勉強したい教材・ノートなど)、筆記用具
- ・実施日時・会場：下表のとおり

※お休みの週もあります。開催日は区ホームページをご覧くださいか、お問合せください。

曜日	時 間	会 場	
火	18時～20時	まなぼーと大原	大原町5-18
水	18時～20時	教育支援センター	板橋2-66-1(板橋区役所南館6階)
	17時～19時	高島平図書館	高島平3-13-1
木	17時～19時	中央図書館	常盤台4-3-1
金	18時～20時	まなぼーと成増	成増1-12-4
土	14時～16時	グリーンカレッジホール	志村3-32-6

(会場へのお問合せはご遠慮ください)



←ホームページはこちら

・問合せ・

教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育推進係 電話 3579-2633



ちゅうこうせい わかもものしえん

中高生・若者支援スペース「i-youth（あい・ゆーす）」

中高生・若者の居場所づくり・仲間づくりを支援するための施設(i-youth)を、まなぼーと大原、まなぼーと成増の両センターに設置しています。卓球、ダンス、音楽活動、ボードゲームなどが自由に楽しめ、読書や自習もできます。

・対象

小学生を除く、12歳以上39歳以下の方および乳幼児を伴う保護者

・運営時間

〇月～金曜日(祝日・年末年始および第3月曜日の休館日を除く)

13時～21時

※ただし、中学生の個人利用は、主催事業への参加や特別な事情など、まなぼーとが認めた場合以外は19時まで

〇土曜日および板橋区立中学校の三季休業日

(日曜日・祝日・年末年始および第3月曜日の休館日を除く)

9時～21時

※ただし、中学生の個人利用は、主催事業への参加や特別な事情など、まなぼーとが認めた場合以外は19時まで

〇日曜日および祝日

9時～17時

・利 用 料: 無料

・利用方法

個人利用: 来所時に受付で登録をしてください。

団体利用: 事前に団体の登録が必要です。詳しくはお問合せください。

・問合せ・申込み・

まなぼーと大原 大原町5-18 電話 3969-0401

まなぼーと成増 成増1-12-4 電話 3975-9706

住まい、くらしのこと

お子さんと安心して暮らせる場所を探したり、生活に困った時にサポートします

母子生活支援施設

子どもが18歳未満の母子家庭で、様々な理由により安定した生活が難しく、子どもの養育が十分に出来ない場合に親子で入所できます。入所は原則2年間であり、生活の基盤を整え自立に向けた支援をおこないます。入所の相談は、各福祉課で受付けています。

・問合せ・

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

じゅうたくじょうほう

住宅情報ネットワーク 北館5階14番窓口

ひとり親世帯の方が、民間賃貸住宅を探すことが出来るように、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロックおよび公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、ご希望の条件にあう民間賃貸住宅の情報を提供しています。提供できる物件は板橋区内のものです。

● 利用する場合の資格要件

- 1 板橋区内に居住していること
- 2 自立して日常生活を営むことができること
- 3 家賃を支払うことができること
- 4 緊急連絡先があること

● 利用方法

住宅政策課窓口またはお電話でお申込みください。

● 住宅情報の提供方法

ご希望の条件に合う民間賃貸住宅の情報があった場合は、郵送により住宅情報



の提供をします。

● 問合せ ●

都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係 電話 3579-2186

と えいじゅうたく
都営住宅

北館5階14番窓口

所得制限あり

都営住宅とは、都が公営住宅法や東京都営住宅条例に基づき、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。

募集案内・申込用紙の配布期間や募集住宅の種類などは、区の「広報いたばし」や都の「広報東京都」などでお知らせします。

● 入居資格

- 1 東京都内に居住していること
- 2 世帯の所得が基準内であること
- 3 住宅に困っていること
- 4 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

● 使用料

都営住宅の使用料は、世帯の所得・建設後の経過年数・住宅のある地域・住宅の広さなどにより決められます。

※住宅によっては、使用料のほかに管理費用・自治会費が必要となる場合があります。

● 募集方法

募集時期は表のとおりです。募集案内を区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉課で配布します。詳しい入居資格などは募集案内で確認してください。

募集時期	募集方式
5月上旬	抽せん(優遇あり)
8月上旬	ポイント
11月上旬	抽せん(優遇あり)
2月上旬	ポイント



※ポイント方式による募集は、抽せんをしないで、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高い方から順にあき家住宅の入居予定者を登録する方式です。

入居要件が「東京都内に引き続き3年以上居住していること」など、抽せん方式と異なる場合があります。

● 毎月・随時募集(※募集案内の配布はありません。)

毎月募集：毎月の中月から下旬に募集を行い、抽せんにより入居予定者を決定します。

詳しくは東京都住宅供給公社のホームページをお確かめください。

随時募集：いつでもお申込みが可能で、抽せんによらず入居予定者を決定します。

詳しくは東京都住宅供給公社のホームページでお確かめください。

お申込みは、専用ダイヤル(電話 5467-9266)へお電話ください。

・問合せ・

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 電話 3498-8894

都市整備部 住宅政策課 住宅運営係 電話 3579-2187



←東京都住宅供給公社のホームページはこちら

く えいじゅうたく
区営住宅

北館5階14番窓口

所得制限あり

区営住宅とは、区が公営住宅法や東京都板橋区営住宅条例に基づき、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。募集案内・申込用紙の配布期間などは、区の「広報いたばし」やホームページでお知らせします。

● 入居資格

- 1 区内に1年以上居住していること
- 2 世帯の所得が基準内であること
- 3 住宅に困っていること
- 4 申込者(同居親族を含む)が暴力団員ではないこと



● 使用料

区営住宅の使用料は、世帯の所得・建設後の経過年数・住宅のある地域・住宅の広さなどにより決められます。

※住宅によっては、使用料のほかに共益費・自治会費が必要となります。

● 募集方法

あき家の募集は毎年2月下旬と5月下旬におこない、抽せんにより入居予定者を決定します。

募集案内を区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉課で配布します。詳しい入居資格などは募集案内で確認してください。

● 問合せ ●

株式会社 東急コミュニティー

電話 5943-5006

都市整備部 住宅政策課 住宅運営係

電話 3579-2187

いたばし す ね っ と す 板橋りんりん住まいるネット(住まいの相談窓口) 北館5階14番窓口

お困りの状況にあった居住支援サービス情報の提供をおこなっています。

土曜・日曜・祝日を除いた8時30分から17時まで、窓口および電話で対応しています。

● 問合せ ●

板橋区居住支援協議会事務局

(都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係内) 電話 3579-2186

いたばし く や ち ん と う さ い む ほ し ょ う し え ん せ い ど 板橋区家賃等債務保証支援制度 北館5階14番窓口

民間賃貸住宅への入居の際に必要な保証人が見つからないひとり親世帯の方が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められるよう支援しています。

● 利用する場合の資格要件

- 1 板橋区内に居住していること
- 2 区内の民間賃貸住宅に転居し、または継続して居住すること
- 3 緊急連絡先があること



● 利用方法

- 1 区内の不動産店で入居する物件をお探してください。
- 2 入居する物件の家主や不動産店が、この制度の利用について了承していることを確認してください。
- 3 住宅政策課の窓口で債務保証委託申込書をお受け取りください。(年齢や住所等の申込資格が確認できるものをお持ちください。)
- 4 債務保証委託申込書を不動産店から民間保証会社に提出し、審査が通れば賃貸借契約と同時に債務保証委託契約を結んでいただきます。
- 5 民間保証会社へ保証料をお支払いください(保証料は月額の家賃と共益費を合わせた額の30%です)。

● 板橋区と協定を結んでいる保証会社

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 日本セーフティー株式会社 | 電話 5446-5700 |
| ・ フォーシーズ株式会社 | 電話 3434-3725 |
| ・ 株式会社Casa | 電話 6863-3964 |
| ・ レスト・ソリューション株式会社 | 電話 3262-5522 |
| ・ 株式会社インシュアランス | 電話 050-3116-0666 |

● 利用にあたってのご注意

- ・ この制度は、区が家賃や保証料などを助成するものではありません。
- ・ 保証会社の審査の結果によっては、債務保証委託契約ができない場合があります。
- ・ 家賃等の滞納・不払いがあったときは、保証会社が債務保証委託契約に基づき家賃などを家主に支払いますが、その場合、入居者は保証会社が支払った額に契約に基づく金額を加えて、保証会社に支払うことになります。入居者の支払いが免除されるわけではありません。
- ・ 保証会社の契約書を事前によく読み、内容をご確認のうえ、ご契約ください。

● 問合せ ●

都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係 電話 3579-2186



ひとり親家庭ホームヘルプサービス

小学生以下の子どもを養育しているひとり親家庭で、就労や一時的な病気で家事・育児にお困りのとき、次のとおりホームヘルパーを派遣します。所得制限はありませんが、所得により本人負担があります。

利用は原則、新規派遣決定月から3年間ですが、家庭状況に応じて、派遣期間の延長が可能です。

● 派遣回数

- 1 1か月につき8回以内
- 2 ひとり親家庭になった直後6か月においては、1か月につき12回以内

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の方が、指定日帰り施設を無料または低額な料金で利用できます。1人につき年度内1回利用できます。

● 指定施設

東京ディズニーランド・東京ディズニーシー（浦安市）、東京サマーランド（あきる野市）・東京ドームシティ アトラクションズ（文京区）、横浜・八景島シーパラダイス（横浜市）、マクセルアクアパーク品川（港区）、サンリオピューロランド（多摩市）、キッザニア東京（江東区）、あらかわ遊園（荒川区）、西武園ゆうえんち（所沢市）

● 利用対象

区内在住の18歳以下のひとり親家庭の児童とその親 ※18歳以下の児童とは、18歳に達する日の属する年度の末日まで

● 利用手続

各福祉課で利用券の交付を受けてください。その際にひとり親家庭と判断できる書類（児童扶養手当証書など）が必要です。



● 施設の利用

東京ディズニーランド・東京ディズニーシーについては、各福祉課で交付された券の案内に沿い、インターネットまたは窓口（ディズニーホテルに宿泊された方のみ）でチケットを購入してください。その他の施設は利用券を施設窓口に提示し、必要に応じて本人負担金をお支払いのうえ、チケットと引き換えてください。

● 問合せ ●

板橋福祉課	総合相談係	電話	3579-2322
赤塚福祉課	総合相談係	電話	3938-5126
志村福祉課	総合相談係	電話	3968-2331

サポートぬくもり^{じゅうみん}（住民たすけあいサポート事業^{しぎょう}）

サポートぬくもりでは、地域のみなさんの参加と協力による住民相互の支え合い（会員制の住民参加型有料在宅福祉サービス）です。

子育て応援（家事援助・外出同行）などがあります。詳しい内容、システム、料金はお問合せください。

● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 地域福祉課 地域でサポート推進係
サポートぬくもり担当 電話 3964-1185
板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター1階

こどもの食・居場所支援事業^{しよく いばしょしえんしぎょう} 食品配付会^{しよくひんはいふかい}

経済的な理由により支援を必要とするひとり親世帯や多子世帯などを対象に、食品配付会を開催しています。

また、子どもがひとりでも立ち寄れる子ども食堂（弁当配付）や学習支援、多世代交流などの子どもの居場所、食品配付会の申込みなどについてホームページに掲載しております。必要な方には、子どもの居場所MAPを配布しています。

● 問合せ ●

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 地域福祉課



子どもの食・居場所支援事業担当 電話 3964-0236

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター1階



←いたばし子どもの居場所ページはこちら

食品・相談支援事業(街かどフードパントリー)

ひとり親家庭など、生活にお困りの方に対し、食品支援・相談支援をおこなっています。

● 対象

以下①～③のいずれかに該当する板橋区民であって、食品支援・相談支援を希望する方

- ① ④医療証（ひとり親家庭等医療費助成制度）をお持ちの方であり、かつ、いたばし暮らしのサポートセンターで生活にかかる相談をする方
- ② いたばし暮らしのサポートセンターで生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援を受けている方（新たに自立支援の申し込みをする方を含む。）
- ③ いたばし暮らしのサポートセンター併設のいたばしひとり親家庭相談窓口で、相談をする方

● 受け取り場所

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター 1階ロビー

令和8年6月に赤塚地区1か所開設予定

● 利用可能日時

平日9時～17時（祝日・年末年始を除く、情報処理センターの開庁日）

夜間休日対応ロッカー

● 受け取り場所

板橋区役所本庁舎 東側入り口

● 利用可能日時

平日17時～21時、土・日曜日・祝日9時～21時



・問合せ・

相談支援窓口

いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部 電話6912-4591

食品支援に関すること

板橋区社会福祉協議会 電話 3964-0236

生活保護

病気や失業のために収入が途絶えたり、また働いても収入が少なくて生活に困っているなど、生活費に困っている方は、生活保護の申請ができます。

生活保護の制度は、国が生活に困窮する全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせてその自立を助長することを目的としています。具体的には、世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入がその最低生活費を下回る場合に、その不足分を扶助するものです。生活保護には、生活・住宅・教育・介護・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が適用されます。

まずは、お気軽にご相談ください。

・問合せ・

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

※お近くの福祉課は80～82ページを参照

仕事のこと

仕事探しとスキルアップの、サポートをします

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父が、就職のために役立つと認められる指定教育講座を受講し、修了した（専門実践教育訓練給付金は訓練中、半年ごとの給付が可能）場合、受講料の一部を支給します。

● 対象

板橋区内に居住するひとり親家庭の母または父で、次のすべてに当てはまる方

- 1 母子・父子自立支援プログラムを策定していること
- 2 教育訓練を受けることが就業のために必要であると認められること
- 3 過去に本事業による給付金を受給していないこと

※審査があります。必ず事前にご相談ください。

● 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練）

● 支給額

①一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金

支給額	【受講修了後】 受講料の60%	・60%が20万円を超える場合は20万円が限度 ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給が受けられる場合は、左記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給
-----	--------------------	--

※1万2千円以下なら対象外

②専門実践教育訓練給付金

支給額	【受講中または 受講修了後】 受講料の60%	・60%は、修学年数×40万円が限度（上限160万円） ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給が受けられる場合は、左記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給
-----	------------------------------	--



支給額	【資格取得及び 1年以内に就職後】 受講料の25%	・専門実践教育訓練講座の受講が修了したのち、資格を取得し、かつ、修了日の翌日から起算して1年以内に就職した場合 ・25%は、修学年数×20万円が限度(上限80万円) ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給が受けられる場合は、左記の金額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給
-----	---------------------------------	---

※1万2千円以下なら対象外

・問合せ・

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

所得制限あり

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父が、就業に有利な資格を取得するために養成機関で修業する際に、生活費の負担軽減を目的としてその修業期間(上限4年間)は高等職業訓練促進給付金を、修了後は修了支援給付金を支給します。

● 対象

板橋区内に居住するひとり親家庭の母または父で、次のすべてに当てはまる方

- 1 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- 2 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 3 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- 4 過去に同様の給付金を受給していないこと

※審査があります。必ず事前にご相談ください。

● 対象資格

- (1)看護師 (2)准看護師 (3)介護福祉士 (4)作業療法士 (5)理学療法士
 (6)保育士 (7)保健師 (8)助産師 (9)理容師 (10)美容師
 (11)歯科衛生士 (12)社会福祉士 (13)製菓衛生師 (14)調理師



(15) シスコシステムズ認定資格 (16) LPI認定資格 など

● 支給額

	訓練促進給付金	修了支援給付金
住民税非課税世帯	月額100,000円 ※修業期間の最後の12か月は 140,000円	50,000円
住民税課税世帯	月額 70,500円 ※修業期間の最後の12か月は 110,500円	25,000円

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322

赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126

志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

おや か ていこうとうがっこうそつぎょうてい ど にんてい し けんこうかく し えん じ ぎょう
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす民間の講座を受講する場合、受講費用の一部を助成します。この試験に合格することで就職・転職の可能性が広がります。

● 対象

板橋区内に居住するひとり親家庭の母または父および20歳未満の子どもで、次のすべてに当てはまる方

- 1 母子・父子自立支援プログラムを策定していること
 - 2 高等学校卒業者、大学入学資格検定合格者など、指定申請時点で入学資格を有していないこと
 - 3 就業に必要であると認められること
 - 4 過去に本事業による給付金を受給していないこと
- ※審査があります。必ず事前にご相談ください。

● 対象講座

「文部科学省 高等学校卒業程度認定試験」の合格をめざす講座



● 支給額

給付金の種類	支 給 額	
	通信制の場合	通学及び通信制併用の場合
①受講開始時給付金	受講費用の40% (10万円が限度。 4千円以下の場合は対象外)	受講費用の40% (20万円が限度。 4千円以下の場合は対象外)
②受講修了時給付金	受講費用の10% (①②合わせて12万5千円が限度。 4千円以下の場合は対象外)	受講費用の10% (①②合わせて25万円が限度。 4千円以下の場合は対象外)
③合格時給付金	受講費用の10% (①②③合わせて15万円が限度)	受講費用の10% (①②③合わせて30万円が限度)

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322
 赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126
 志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331

母子・父子自立支援プログラム策定事業

所得制限あり

策定員が一人ひとりにあったプログラムを策定し、ひとり親の方の自立に向けた支援をおこないます。

● 対象

- 1 ひとり親家庭の母または父
- 2 配偶者からの暴力の被害者で、かつ、将来においてひとり親家庭の母または父となることが見込まれる方
- 3 離婚前から母子・父子自立支援プログラム策定事業による支援が必要と区が認める方

● 問合せ ●

板橋福祉課 総合相談係 電話 3579-2322
 赤塚福祉課 総合相談係 電話 3938-5126
 志村福祉課 総合相談係 電話 3968-2331



キャリア・カウンセリング(就労相談)

就職・再就職・転職に関する悩みや不安全般に対して、就職支援の実績豊富なプロのアドバイザー(キャリア・コンサルタント)がお答えします。

完全予約制・無料で、個別にじっくり対応します。お気軽にご相談ください。

※仕事のあっせんはおこなっていません。

● 相談実施日

第1・第2木曜日、第4火曜日(祝日・年末年始の場合は第3火・木曜日に移動)
相談時間1回45分の予約制

①13時から ②14時から ③15時から ④16時から

● 場所

板橋区情報処理センター 5階 産業振興課(板橋2-65-6)

● 対象

板橋区内に在住・在勤・在学の方

(板橋区外の方は実施日の空き状況によって、当日予約のみ可)

● 費用

無料

● キャリア・コンサルタント紹介

○女性コンサルタント

就職・再就職・転職活動など仕事に関するお悩みはもちろん、今の職場での悩み・家庭内の悩みなど、なんでもご相談ください。

身近な人には言いにくくても、コンサルタントなら話しやすいかもしれません。

他人と話すことで、自分でも気付かなかった仕事上のあなたの強み、将来への希望、現状への不満・ストレスが見えてくるかもしれません。

踏み出す一歩をコンサルタントと一緒に探してみませんか？

○男性コンサルタント

あなたの好きなこと、興味のあることは何ですか？ そこからご自身の強みが分かるかもしれません。あなたが経験されたことを振り返り、まとめてみると、今後どうしたいのか見えてきたりもします。経験豊富なコンサルタントが学生の方からご年配の方まで幅広く対応いたします。



● 予約方法

月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時

・問合せ・

産業経済部 産業振興課 産業支援係 電話 3579-2172

※相談を受けるにはあらかじめ予約が必要です。



←区 ホームページはこちら

その他の就労支援

● ハローワーク（公共職業安定所）

総合的雇用サービス機関として、求職者（フルタイム、パートタイマーなど）の職業相談と紹介、求人の受付、雇用保険の手続きなどをおこなっています。

○ハローワーク池袋（サンシャイン庁舎）

仕事をお探しの方全般を対象とした窓口となります。

・問合せ・

・求職者の職業相談と紹介（職業相談部門）

→ 5911-8609（54歳以下の方：41＃、55歳以上の方：42＃）

・仕事と家庭の両立を目指す方の職業相談と紹介（マザーズコーナー）

→ 5911-8609（47＃）

・失業給付に関する業務（雇用保険給付課）

→ 5958-8609（17＃）

所在地 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル 3階

月～金曜日 8時30分～17時15分

夜間電話相談・土曜開庁（職業相談・紹介のみ実施）

火・木曜日（夜間電話相談） 17時15分～19時

土曜日（第2・第4） 10時～17時

※開庁日時は変更となる場合があります。

○ハローワークプラザ成増



仕事をお探しの方全般を対象としたハローワーク池袋の分室となります。

・問合せ・

電話 5968-8609

所在地 成増3-13-1 アリエス 2階

月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始は除く)

○マザーズハローワーク東京

仕事と家庭の両立をめざす方に対して、専任ナビゲーターがご家庭の状況に合った“内容・スピード感”で就職まで支援します。ご相談者にのみ公開している“子育て・介護に理解のある企業”の求人情報のご提供や、毎月開催している“就職に役立つセミナー”など、支援内容も様々です。お子さんが遊べるスペースもありますのでお子さんと一緒にお気軽にお越しください。

また、オンラインによる職業相談も実施しておりますので、状況に合わせてご利用ください。

・問合せ・

電話 5728-8609

所在地 渋谷区桜丘町1-2 渋谷サクラステージ セントラルビル

SHIBUYAサイド10階

月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始は除く)

● 東京しごとセンター（「女性しごと応援テラス」設置）

仕事をお探しの方を対象に就職活動をサポートするワンストップサービスセンターです。ヤング（29歳以下）・ミドル（30歳以上54歳以下）・シニア（55歳以上）向けの窓口を設け、キャリアカウンセリング・職業紹介・各種セミナーを実施しています。

また、キャリアカウンセリングやセミナーなどを受講される際に、託児サービスを無料で利用できます(事前予約制、満1歳～6歳までの未就学児、定員あり)。

・問合せ・

電話 5211-1571

所在地 千代田区飯田橋3-10-3



月～金曜日 9時～20時 土曜日 9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

○女性しごと応援テラス

結婚や出産、育児、介護などで離職された女性など、家庭との両立を図りながら再就職や転職をめざす方の支援をする窓口です。

・問合せ・

電話 5211-2855

月～金曜日 9時～20時 土曜日 9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

● 東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋(東京都委託事業)

【就業相談・就業支援・職業紹介】

ひとり親家庭それぞれにあわせた就業相談や、就業支援、職業紹介をおこなっています。

・問合せ・

電話 3263-3451

所在地 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

月・水・木・土曜日 9時～17時30分

火・金曜日 9時～20時30分

日曜日・祝日 9時～17時30分 ※電話相談のみ

板橋区の関係機関

各施設の問合せ先、住所

● 区役所

名称	所在地	電話
板橋区役所	板橋2-66-1	3964-1111(代)
赤塚庁舎	赤塚6-38-1	3938-5113

● 子ども家庭総合支援センター（児童相談所）

名称	所在地	電話
子ども家庭総合支援センター	本町24-17	5944-2373

● 区民事務所

名称	所在地	電話
仲町区民事務所	仲町20-5	3959-4105
常盤台区民事務所	常盤台3-27-1	3967-6711
志村坂上区民事務所	小豆沢2-19-15	3969-7571
蓮根区民事務所	坂下2-18-1	3969-7581
下赤塚区民事務所(赤塚庁舎)	赤塚6-38-1	3938-5110
高島平区民事務所	高島平3-12-28	3938-1191

● 健康福祉センター

名称	所在地	電話
板橋健康福祉センター (板橋区保健所)	大山東町32-15	3579-2333
上板橋健康福祉センター	桜川3-18-6	3937-1041
赤塚健康福祉センター	赤塚1-10-13	3979-0511
志村健康福祉センター	蓮根2-5-5	3969-3836
高島平健康福祉センター	高島平3-13-28	3938-8621

● 板橋区福祉事務所

名称	所在地	電話
板橋福祉課	栄町36-1グリーンホール	3579-2322
赤塚福祉課(赤塚庁舎)	赤塚6-38-1	3938-5126
志村福祉課	蓮根2-28-1	3968-2331

● 福祉課・健康福祉センターの担当地域

	町名	丁目	福祉課	健康福祉センター
あ	相生町	全域	志村	志村
	赤塚	1～8丁目	赤塚	赤塚
	赤塚新町	1～3丁目		
	小豆沢	1～4丁目	志村	志村
	泉町	全域		
	板橋	1～4丁目	板橋	板橋
	稲荷台	全域		
	大原町	全域	志村	志村
	大谷口	1・2丁目	板橋	板橋
	大谷口上町	全域		
	大谷口北町	全域		
	大山町	全域		
	大山金井町	全域		
	大山西町	全域		
	大山東町	全域		
	加賀	1・2丁目		
か	上板橋	1～3丁目	赤塚	上板橋



	町名	丁目	福祉課	健康福祉センター
か	熊野町	全域	板橋	板橋
	小茂根	1丁目1番		板橋
		1丁目1番以外		上板橋
さ	幸町	全域		板橋
	栄町	全域		
	坂下	1～3丁目	志村	志村
	桜川	1～3丁目	赤塚	上板橋
	清水町	全域	志村	志村
	志村	1～3丁目		
	新河岸	1～3丁目		高島平
た	大門	全域	赤塚	赤塚
	高島平	1～9丁目	志村	高島平
	東新町	1・2丁目	赤塚	上板橋
	常盤台	1～4丁目		
	徳丸	1～8丁目		赤塚
な	中板橋	全域	板橋	板橋
	仲宿	全域		
	中台	1～3丁目	赤塚	赤塚
	仲町	全域	板橋	板橋
	中丸町	全域		
	成増	1～5丁目	赤塚	赤塚
	西台	1～4丁目		
は	蓮沼町	全域	志村	志村
	蓮根	1～3丁目		



	町名	丁目	福祉課	健康福祉センター
は	東坂下	1・2丁目	志村	志村
	東山町	全域	板橋	上板橋
	氷川町	全域	板橋	板橋
	富士見町	全域		
	双葉町	全域		
	舟渡	1～4丁目	志村	志村
	本町	全域	板橋	板橋
ま	前野町	1～6丁目	志村	志村
	三園	1丁目	赤塚	赤塚
		2丁目	志村	高島平
	南町	全域	板橋	板橋
	南常盤台	1・2丁目	赤塚	上板橋
	宮本町	全域	志村	志村
	向原	1～3丁目	板橋	板橋
や	大和町	全域		
	弥生町	全域		
	四葉	1・2丁目	赤塚	赤塚
わ	若木	1～3丁目		







ひとり親家庭サポートブック 令和7年7月発行

発行：板橋区福祉部生活支援課

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03-3579-2234

刊行物番号：R07-19

印刷：トミスリー株式会社

